

平成27年4月1日

旭川医科大学病院における医薬品等の管理に関する業務標準手順書の一部を次のように改正する。

旭川医科大学病院長 松野 丈夫

旭川医科大学病院における医薬品等の管理に関する業務標準手順書の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
(治験薬等管理補助者)	(治験薬等管理補助者)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 治験薬等の管理補助者に、 <u>治験薬等管理者が指名した薬剤師</u> を指名するものとする。	2 治験薬等の管理補助者に、 <u>麻薬・治験薬管理部門副薬剤部長もしくは主任薬剤師</u> を指名するものとする。
3 (略)	3 (略)
第5条～第7条 (略)	第5条～第7条 (略)
(治験薬等の払出し等)	(治験薬等の払出し等)
第8条 治験薬等管理補助者及び <u>治験分担医師・治験協力者リスト(書式2)又は治験分担医師・治験協力者リスト((医)書式2)</u> に記載されている薬剤師は、治験責任医師等が発行した治験薬等処方せんにより払出しを行うものとする。	第8条 治験薬等管理補助者は、 <u>治験責任医師等が発行した治験薬等処方せん</u> により払出しを行うものとする。
第9条～第16条 (略)	第5条～第16条 (略)